

## ストーブの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等について

ガス・石油ストーブは、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、次のとおり性能基準が定められています。ペレットストーブについても、その普及に伴い、将来この性能基準が適用される可能性があるので、ご紹介します。

注：排気筒・給排気筒付のストーブは、燃焼の際、排気とともに熱が逃げるため、ペレット燃料が100%完全燃焼したとしても、エネルギー消費効率（熱効率）が100%になることはありません。JHIAでは、化学的分析方法を用いて、熱効率の測定を行っており、暖房出力に関する誤表示の心配がありません。

平成14年12月27日経済産業省告示第432号

ストーブの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（抜粋）

最終改正 平成16年1月22日 経済産業省告示第8号

### 1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第7条第12号に掲げるストーブ（以下「ストーブ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度以降の各年度において国内向けに出荷するストーブの性能について、次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) ガスを燃料とするストーブ（以下「ガストーブ」という。）にあつては、エネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。
- (2) 灯油を燃料とするストーブ（以下「石油ストーブ」という。）にあつては、エネルギー消費効率を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値（ただし、半密閉式のもののうち放射式以外のものであつて最大の燃料消費量が1.5リットル毎時を超えるものにあつては、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を出荷台数により加重平均した数値）を下回らないようにすること。

第1表（ガストーブ）

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

第2表（石油ストーブ）

区 分			基準エネルギー消費効率又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	区分名	
密閉式	自然対流式	A	83.5
	強制対流式	B	86.0

半密閉式	放射式	C	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 リットル毎時以下のもの	D	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 リットル毎時を超えるもの	E	$E = - 3.0L + 71.5$

備考 E 及び L は、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 パーセント）

L：最大燃料消費量（単位 リットル毎時）

## 2 表示事項等

略

## 3 エネルギー消費効率の測定方法

1 のエネルギー消費効率は、日本工業規格 S 2122 の 5.試験方法に規定する方法により測定した熱効率（石油ストーブにあっては、日本工業規格 S 3031 の 6.燃焼試験に規定する方法により測定した空気を暖める方式の機器の熱効率）とする。

附 則

略